

報告事項No. 2

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

教育委員会会議及び教科用図書選定審議会の音声データに係る公文書開示請求拒否処分取消請求控訴事件について、令和6年4月24日に東京高等裁判所から言い渡された判決について、上告の提起及び上告受理の申立て（以下「上告等」という。）は行わない。

2 臨時代理を行った日

令和6年5月1日

3 臨時代理を行った理由

控訴審判決書の正本が令和6年4月24日に送達されたことにより、民事訴訟法に定められた期間内（同日から5月8日まで）に、上告等を行うか否かを決定する必要があったため

（参考）川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）

（教育長の臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。